

## 南種子町農業委員会平成 25 年 5 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 5 月 20 日 ( 金 ) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 . 開催場所 研修センター1 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4 . 欠席委員

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度  
第 20 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 南種子町農地流動化奨励金申請について

議案第 6 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準 ( 下限基準 ) の設定について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7 . 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第六条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 22 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 12 番、西園 和良委員。1 番、小脇 登委員を指名します。

議事 局長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

それでは別紙資料に基づきまして、諸般の報告をいたします。4 月 21 日、南種子町町政連絡委員会議、8 時 30 分から研修センターで局長が出席しております。内容につきましては、連絡委員に依頼する事項、農業委員会選挙人名簿申請書、事業概要等についてであります。4 月 23 日、種子島農業公社幹事会、15 時から中種子町。局長が出席しております。内容等については、平成 25 年度以降固定資産取得計画について、研修事業の実施についてであります。4 月 24 日から 25 日、水田営農計画書交付申請書作成、9 時から町内、職員が対応しております。内容等については平成 25 年度水田営農計画書交付申請書作成であります。4 月 25 日、南種子町農業者年金友の会理事会、13 時 30 分から研修センターで開催されております。出席者については、会長・局長・職員で対応しております。内容につきましては平成 25 年度農業者年金友の会通常総会に対する提案案件について、親善ゲートボール大会についてであります。4 月 26 日、県農業会議 4 月定例常任会議議員会議、13 時から鹿児島市。河野係長が出席しております。内容につきましては、農地法第 5 条第 2 項による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同日、種子島地区農業改良普及事業協議会幹事会が 13 時 30 分から中種子町で開催されております。出席については河野主事補が出席しております。4 月 30 日、南種子町農地流動化調整会議、16 時 30 分からであります。場所については総合農政課事務所内であります。出席については職員で対応ということで宜しくお願いします。資料については修正をお願いします。同日 4 月 30 日、農の雇用事業手続き研修、13 時 30 分から鹿児島市でありました。河野主事補が出席しております。内容につきましては、平成 25 年度事業概要と事務手続きについてであります。資料の裏面にあります。5 月 8 日、南種子町国土調査推進委員会ということで 10 時から研修センター、局長が出席しております。同日、南種子町地籍事業調査推進協議会、14 時から研修センターで開催されております。会長・古市委員・西園委員が出席しております。内容につきましては、平成 24 年度実績報告及び平成 25 年度調査計画についてであります。5 月 9 日、現地調査、9 時から町内であります。出席者については会長・西園農地部長・小脇登・寺田・小山・古市・高田・中里・石堂委員と事務局であります。内容については 3 条・5 条・非農地・農地転用・現況確認・農地パトロールであります。同日、平成 25 年度種子

島地区農業改良普及事業協議会総会、種子島高等学校農業教育普及連携事業協議会総会、14時からと15時から中種子町で開催されております。ここについては、会長と局長が出席しております。内容はお目通しください。5月10日、平成25年度農振法・農地法担当者研修会、10時から鹿児島市で開催されております。係長と農地相談員が出席しております。内容については、農振法・農地法についてであります。5月14日、県農業者年金協議会総会、13時30分から鹿児島市であります。会長と河野主事補が出席しております。同日、19時から南種子町地籍調査現地説明会、長谷地区公民館で開催されております。会長と古市委員・西園委員が出席しております。内容については、平成25年度調査計画についてであります。5月15日、町農業者年金友の会通常総会・親善ゲートボール大会が9時から福祉センター・前之峯ゲートボール場で開催されております。出席者については会長・各委員・職員であります。5月16日、県内農業委員会会長・事務局局長等会議、13時から鹿児島市で開催されて、会長・局長が出席しております。内容については平成25年度農業委員会を取り巻く状況について、各事業計画についてであります。5月17日、町農業再生協議会監査、11時から役場のほうで会長が対応しております。内容については平成24年度分協議会監査であります。同日、13時30分から種子島農業公社幹事会が中種子町で開催され、河野係長が出席しております。内容については理事会提案事項について、固定資産取得計画についてであります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第20号農用地利用集積計画に対する意見について、を議題とします。なお、利用権の設定 整理番号7番については、小脇登委員が参与の制限に該当します。まず、利用権の設定 整理番号七番のみを議題とします。小脇登委員は農業委員会法第24条、議事参与の制限に該当することになりますので、小脇登委員の退場を求めます。

(小脇登委員、退場)

議長 事務局より議案第1号、整理番号7番の説明をお願いします。  
事務局 議案第1号について説明いたします。資料5ページをお開きください。ただ今、会長よりありました、小脇登委員に関する利用権設定についてのみ説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画整理番号7番について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認

を求めるものです。説明を終わります。

議長 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい」の声あり)

議 長 はい。古市委員。  
11 番 委員 この地目は宅地になっているんですけど、地図のほうは畑になっている  
んですが、どちらでしょうか。

議 長 事務局。  
事 務 局 この中之上 の につきましては、現況が畑となっております。こ  
の分につきましては中之上 の と合筆したことになっておりまして、  
登記は宅地となっておりますが、現況地目は畑となっております。

議 長 古市委員。よろしいですか。

11 番 委員 はい。

議 長 他にありませんか。多数の賛成のようですので、議案第 1 号、整理番号  
7 番については原案どおり決定することといたしました。小脇 登委員の  
入場を認めます。

(小脇 登委員、入場)

議 長 引き続き利用権設定について、整理番号 11 番については、寺田委員が参  
与の制限に該当します。利用権設定、整理番号 11 番のみを議題といたしま  
す。寺田委員が農業委員会法第 24 条、議事参与の制限に該当することにな  
りますので、寺田委員の退場を求めます。

(寺田委員、退場)

議 長 事務局より議案第 1 号、整理番号 11 番の説明をお願いします。河野係長。  
事 務 局 それでは資料 6 ページをお開きください。ただ今、会長よりありました、  
寺田誠委員に関する利用権設定についてのみ説明いたします。

#### 【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画整理番号 11 番について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、  
これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤  
強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認  
を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号、整理番号 11 番については、原案  
どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので  
原案どおり決定いたします。議案第 1 号、整理番号 11 番については、原案  
のとおり決定いたしました。寺田誠委員の入場を認めます。

(寺田 誠委員、入場)

議 長 事務局より議案第1号、整理番号7番、11番以外の説明をお願いします。  
事 務 局 議案第1号、平成25年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画、  
賃貸借権 残9件について説明いたします。資料は4ページ・5ページをご  
覧ください。資料4ページのほう、お開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、1号議案について承認を求めるものであります。宜しく願いいたします。説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい」の声あり)

議 長 はい。小脇又男委員。

6 番 委 員 5番のAさんは経営移譲して農業者年金をもらっているのでは。

事 務 局 資料の4ページの5番目の、利用権設定をする者ということであり  
ますが、Aさんについては経営移譲年金を受給している方であり  
ます。今回、後継者の息子さんが体調不良ということで農業関係が  
出来ないということがありまして、農業者年金基金のほうに経営  
移譲年金から老齢年金に移して申請をし直すということで、今回  
その農地関係について自分で栽培が出来るところは栽培、他の  
ところを貸出しをしていくということで、今回認定農業者のB  
さんのほうに利用権設定をするというような段取りであります。  
以上で説明を終わります。

議 長 よろしいですか。

6 番 委 員 はい。

議 長 他にありませんか。異議がないようですので、議案第1号  
については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願い  
いたします。

議 長 全員賛成ですので、決定いたします。議案第1号については、  
原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請  
について、譲渡人・C、譲受人・D 外1件を議題とします。議案第  
2号の説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第3条の許可申請は所有権の移転が2件  
です。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について  
資料を読み上げます。

【議案書にもとづいて、農地法第3条について内容を説明】

農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の総てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番 高田委員。

9番委員 　　DさんとCさんの所有権移転でございますけれども、この所有権につきましては、贈与という形になっております。Cさんがお母さんから経営移譲を受ける段階で、それ以前に売買はされておりました。今回CさんからDさんに所有権移転をすることになります。代金につきましてはDさんのお父さんのほうが、Cさんのお父さんのほうに支払いをして、正規移譲がされてなかったということで今回所有権の移転でございますので宜しくお願いします。以上です。

議長 　　整理番号2番、西園委員。

12番委員 　　譲受人がEさん、譲渡人がFさんということで、現況・登記ともに畑となっております。贈与によるということではありますが、この土地につきましては、経営拡大ということで理由は書いてありますが、1年ほど前にデイサービス事業を始めるということで取り付け道路の一部売買による購入の流れで、その時にいずれ全部買い上げますからということで、お金を先に払っていたということで、贈与ということになっておりますので。宜しくお願いいたします。

議長 　　担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については、原案どおり決定いたしました。

議長 　　日程第5、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・B、譲受人・Gを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 　　資料の29ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案書にもとづいて、農地法第5条について内容を説明】

詳細につきましては、30ページから37ページまでです。なお、この土地は農地法の許可を得る前に建築していたため、始末書を35ページの右側に添付しています。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの説明に関連して地区担当委員の方から現地調査の結果並びに

補足説明をお願いします。小山委員。

5 番 委 員 皆さんも知ってのとおり 5 月 9 日ですね。現地調査に行ったと思いますが、いわゆる第 1 種の農地を農地法第 5 条の転用許可を受けないまま、20 年間ですね、先ほどのような状況ですが、G さんと B さんは親子関係になります。息子さんです。G さんが始末書を提出していますけど、本来は B さんが提出すべきだったかなと思います。農地をですね、農業用施設として利用したということで、農業委員会の指導を受けて、また今回、G さんがですね。牧場を経営拡大してやっていきたいという目的として作業所を、先ほどいったように畜産基盤再編総合整備事業ということで、本人も一所懸命働いていますので、本来はですね、こういうことやっちゃいけないんですけど、これから経営をしっかりとってやっていきたいということで、お許しを願いまして、宜しくをお願いします。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい」の声あり)

議 長 はい。石堂委員。  
10 番 委 員 始末書が付いているということは、現地調査をした時点でどの程度まで工事が進んでいたのでしょうか。私は見ていないので分からないのですが、工事計画が 25 年の 6 月からとなっています。25 年の 6 月はまだ来ていません。まだ計画の日にちが来ていないのに、工事をしていたという。だからこそ始末書が付くということですか、そのことで説明をお願いします。  
議 長 小山委員。

5 番 委 員 皆さん、ちょっと見てください。36 ページを見れば分かると思うんですが、右側に建物が長くなっていますよね。これは 20 年前に牛小屋は出来ているんです。現在、妊娠した牛の宿舎で、横の方に今度新しく、1300 万円を出して造るというんですけど、まだ工事はしておりません。ここは 5 反、6 反あるんですが、1 種農地を無断で、現在牧草地、宿舎が出来ているんです。それに今回、補助金 1300 万円で新しく農業用飼料施設を作りたいということで、発覚したということです。農業委員会の指導を受けて、その横に造る計画です。無断転用で、20 年前から牛小屋は出来ています。ここで飼育されて、横に新しく施設を作るときに、農地法の許可をもらっていないということが発覚して、今回農業委員会に、農地を転用してさらにそこに造るということで、宜しくをお願いします。約 6 反です。

議 長 事務局。  
事 務 局 資料の 35 ページ、内容につきましては現地調査に行きました、担当委員から説明があったところです。この始末書については事務局の不手際で、現地権者であります B から始末書が上がってこなければいけないところを、その譲り受けをして転用申請をしていく G、息子からの申請ということでなっておりますので、ここについては地権者である B のほうが、現段階の始末書ということで、指導を再度、事務局の不手際ということでさせても

raitai to omoimasu. 内容等については、今言ったように、西園浩二の地権者のほうが農業用施設として畜舎を建てていたということです。今回の計画については、息子のGが今から計画しようという施設の計画を載せてありますので、事務局の不手際ということでお詫びを申し上げて議事をしてもらいたいと思います。以上で終わります。

- 議長 石堂委員、よろしいですか。
- 10番委員 はい。
- 5番委員 はい。
- 議長 はい。小山委員。
- 5番委員 はい。35ページに書いてあるとおり、畜舎等は出来ているんです。1,360㎡、出来ているんですね。所要面積、5,991㎡、約6反部を農地転用して、建設したいということです。
- 議長 他に異議はありませんか。  
(「はい」の声あり)
- 議長 はい。寺田委員。
- 4番委員 はい。再編総合整備事業で必要経費が1,300万円、補助金が1,300万円。100パーセントということになりますが、普通は80パーセント位ではないかと思うんですけど。
- 事務局 すみません。確認して再度お伝えいたします。
- 議長 他にありませんか。はい。高田委員。
- 9番委員 35ページの左側、事業計画書の真ん中、造成工事着工・建築工事着工・工事完了日、ともに平成24年9月・9月・11月完了という形になっておりますけど、こちら辺おかしいと思うんですけども。
- 事務局 本来なら昨年度実施するということでしたが、事業が遅れた関係でそのまま計画書を添付したということです。先ほどと同じように事務局の確認の不手際ということをご了解してください。24年を25年に修正ということになります。25年資料の35ページ、内容につきましては現地調査に行きました、担当委員から説明があったところです。
- 9番委員 事務局職員は書類の確認等をしっかりやっていただきたいと思います。宜しくをお願いします。
- 議長 他にありませんか。ありませんですね。はい。小脇又男委員。
- 6番委員 この周辺の建物も無許可ですか。宿舎の周りに2つ3つ並んでいるんですが。
- 12番委員 私のほうから小山委員を差し置いて、答弁するのも失礼ですが、写真で見ただけだと分かりますが、下の建物につきましてはパドック方式という補助事業でやっておりますので、ここの転用申請は全部終わっております。それともう一つ、東側のほうにも仔牛の育成施設が出来ておりますが、そこも無許可でやっていて、手続きは終わっておりますので、今度の申請地については無断転用しているということを本人は分かっていた



んですが、今度は新しい事業を入れるということで出てきております。

5 番 委 員

反対側は終わっちゃったと。

12 番 委 員

うん。反対側は今度あれするとき全部終わっています。

5 番 委 員

農業委員だったんだけど、なかなか言いにくくて・・・大変申し訳ない。

議 長

小脇又男委員。転用は済んでいるということです。

6 番 委 員

はい。わかりました。

議 長

他にないですか。異議がないようですので議案第 3 号については原案どおり決定することにいたしました。賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問しておくことといたします。

議 長

日程第 6、議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について、申請人・H を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局

38 ページをお開きください。議案第 4 号、農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について資料を読み上げます。

#### 【議案書にもとづいて、農地法第 2 条について内容を説明】

39 ページから 41 ページまでは資料となっていますので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の説明に関連しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。中峯委員。

2 番 委 員

申請地は昭和 60 年 6 月 20 日より居宅及び倉庫敷地として利用され現在に至っています。28 年前です。その当時転用許可を受けないで住居及び倉庫を建てたようです。それで今回、定年退職した娘さんが帰省するに当たり今回の申請となりました。現地調査に行った方は分かると思いますが、農地として復活させるのは不可能かと思われます。よろしく、ご審議をお願いします。

議 長

確認の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので議案第四号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第 7、議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・I 外 39 件について議題といたします。事務局より説明をお願いします。河野

主事補。

事務局 42 ページをお開きください。議案第 5 号、農地流動化奨励金交付申請について説明します。申請人は I さん外 39 件となっています。利用権設定年月日は 2012 年 12 月 28 日が 13 件、2013 年 10 月 31 日が 10 件、2013 年 2 月 28 日が 11 件、2013 年 3 月 29 日が 6 件となっています。地積合計は、1919 アール、奨励金の合計額は 95 万 9 千 5 百円です。現地調査において耕作されていることを確認しておりますので、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 事務局。訂正がありますか。

事務局 すみません。42 ページをお開きください。番号 7 の J さんなんですけれども、年齢に間違いがありましたので、修正かけますので宜しくお願いします。確認して修正します。失礼しました。

議長 異議はありますか。はい。石堂委員。

10 番 委員 はい。異議じゃないんですけども、この書き方といいですか、例えば 5 番・6 番は K さん。同じ名前ですね。それでなんか地目も地番も近くみたいですけど、これは借り人が別々でこうやって書いてるのかな。この場合、借り人が誰というのは別に関係ない訳でしょう。だから一緒に書きちゃだめなのかなと。次のページの上妻さんとかですね、同じ区画の同じ人のを別々に書かなければいけないのかなと。

事務局 一応、農地流動化奨励金なんですけどこれは町の単独事業ということで、今回 25 年から 27 年の 3 年間ということで、条例関係の告示をしたところですが、一応その中で今言われている資料関係の出し方で話になっているんですけど、こちらのほうとしては分かりにくいと思って現地調査には行って、確かに使われているという確認をした段階で、貸し手のほうに 5,000 円ということになっていきます。ここの備考欄が空いてますので、尚この次からですが誰が借りているのかということを入れれば、あの畑を見に行っただとか確かに使っていたということが分かってくるかと思っておりますので、その部分の中身ということで載せ方としては、5 番・6 番ということで載せてもらって、備考欄に K さんであれば、誰の分ということで分かるような形で書き込みたいと思います。事務局から、次回から備考欄のほうに借り手が誰の分かということに記載して今の状況を変えたいと思います。以上です。

議長 他にないですか。異議がないようですので議案第 5 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第 8、議案第 6 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。局長。

事務局 まず、資料の中段の修正からお願いします。平成 24 年度を 25 年度に、修正をお願いします。それでは議案第 6 号 農地法第三条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定についてを提案するものであります。趣旨、平成 21 年 6 月 24 日付で、公布された改正農地法により下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更された。

農業委員会で、新たに別段面積を設定しなければ、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により下限面積が原則である 50 アールになります。本町においては、平成 21 年 11 月 16 日に種子島 1 市 2 町の会長・事務局長会議で、島内統一した下限面積 50 アールを維持する。又、別段面積については(農地の権利移動の不許可の例外)で対応。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われる事であると認める場合は、下限面積以下でも考慮することの意見で、平成 21 年度承認決定されている。

以上のことから平成 25 年度は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、前年度と同様となったので、現行下限面積 50 アールとし、又別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外で対応。)することとしたいので、承認を求めるものであります。参考資料として 2010 年度農林業センサスのデータを載せてあります。ここについては次回の農林業センサスまでは調査結果がありませんので、今回もこの農林業センサスを参考としています。ということから、南種子町については、下限面積を 50 アールということ設定させてもらうということと、例外については 50 アール未満(高収益作物)については、又ここの中の農地の権利移動の不許可の例外で対応してもらいたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、小山委員。

5 番委員 結局 50 アールということで、同じということですか。

事務局 はい。

5 番委員 分かりました。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 6 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 6 号については、原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。どうもありがとうございました。